

第5期嬉野市農業委員会
第18回定例総会議事録

令和2年1月6日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第18回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農用等形状変更届出について		
	1	岩屋川内材木寺 畑の嵩上げ	R2.1.6	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	大草野蓮田 使用貸借権	R2.1.6	承 認
	2	久間八幡籠 使用貸借権	R2.1.6	承 認
	3	久間城山 賃借権	R2.1.6	承 認
	4	下宿四本栗 賃借権	R2.1.6	承 認
	5	下野二本松 賃借権	R2.1.6	承 認
	6	下宿四本栗 賃借権	R2.1.6	承 認
	7	大草野蓮田 賃借権	R2.1.6	承 認
	8	五町田横井手 賃借権	R2.1.6	承 認
	9	下野一本杉五 使用貸借権	R2.1.6	承 認
議案第2号	1	農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1～12	馬場下七本松 他 27筆 使用貸借権・賃借権	R2.1.6	承 認
	嬉 1～6	下野柳ノ瀬 他 10筆 使用貸借権・賃借権	R2.1.6	承 認
議案第3号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田横井手 道路の拡幅	R2.1.6	許 可
	3	五町田谷 資材置場	R2.1.6	許 可
	4	下野二本松 資材置場	R2.1.6	許 可
	5	下野大久保 資材置場	R2.1.6	許 可
	6	下宿一本杉 駐車場	R2.1.6	許 可

	7	下野第八区画整理 宅地分譲	R2.1.6	許 可
	8	下野二本椎 一般住宅	R2.1.6	許 可
	9	下野一本杉三 太陽光発電設備設置	R2.1.6	許 可
議案第4号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	吉田無量寺 太陽光発電設備設置	R2.1.6	許 可
議案第5号		非農地証明願について		
	1	久間丹生野 建物敷地	R2.1.6	許 可

第5期嬉野市農業委員会第18回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 1月 6日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 1月6日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 1月6日 午後2時38分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出	議事録署名	8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出	議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出	事前審査班長	11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	憲章朗読				

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課副課長	小原 和子
農業政策課主任	橋口 浩		

期間は平成24年6月1日から令和4年5月31日までで、
解約理由は、借受人の体調不良ということです。
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、

借受人は 同じく中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 八幡竈 ○○○番、地目は田、面積は302㎡

利用権区分は使用貸借権で、目的は大豆です。

期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までで、
解約理由は、貸付人の帰郷に伴う自作のためということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、

借受人は 同じく中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 城山 ○○○番○、地目は田、面積は382㎡

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

賃借料は、反当たり60kg、年米23kgです。

期間は平成24年10月10日から令和4年10月9日までで、
解約理由は、貸付人の帰郷に伴う自作のためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 四本栗 ○○○番 他2筆、地目は全て田、面積は合計で2,555㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

賃借料は、反当たり42.3kg、年米108kgです。

期間は平成27年6月1日から令和2年5月31日までで、

解約理由は、借受人の変更して再契約するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番です。

貸付人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 同じく式浪の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番、地目は田、

面積は2,119㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

賃借料は、反当たり14kg、年米30kgです。

期間は平成23年9月12日から令和3年9月11日までで、

解約理由は、農地法第5条による転用申請するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。

貸付人は 下宿の ○○○○ 様、

借受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 四本栗 ○○○番○、地目は田、

面積は1,425㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

賃借料は、反当たり9,000円、年額12,800円、

期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日までで、

解約理由は、借受人を変更して再契約するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番です。

貸付人は 南上の ○○○○ 様、

借受人は 同じく南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 蓮田 ○○○番○、地目は田、

面積は1,915㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

賃借料は、反当たり15.7kg、年米30kgです。

期間は平成24年6月1日から令和4年5月31日までで、

解約理由は、借受人の体調不良及び貸付人による自作予定ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号7番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番です。

貸付人は 神奈川県藤沢市の ○○○○ 様、

借受人は 五町田第2の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 横井手 ○○○番○、地目は田、

面積は34㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

賃借料は、反当たり60kg、年米2kgです。

期間は平成29年5月10日から令和9年5月9日までで、

解約理由は、農地法第5条による転用申請のためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号8番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 それでは、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番です。

貸付人は 下吉田の ○○○○ 様、

借受人は 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉五 ○○○番 他1筆、地目は全て田、

面積は合計で5,076㎡、利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。

期間は平成30年11月1日から令和5年10月30日までで、

解約理由は、借受人を変更しての再契約のためということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から6番までについてを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議無し。」と呼ぶ者あり]

議長 異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から6番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課 別添の表3ページ目をご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から6番までについてです。

貸し手人は 式浪の ○○○○ 様 他5名様、

借り手人は 俵坂の ○○○○ 様 他3名様です。

所在地は、大字下野 柳ノ瀬 ○○○番 他10筆、

地目は全て田、面積は合計で13,905㎡、

利用権は賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、嬉野町の分整理番号1番から6番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から6番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分整理番号1番から6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表4ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、伊万里市の ○○○○ 様、

買い手人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田東 ○○○番 他1筆、

地目は全て田、面積は合計で10,285㎡です。

所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は米・麦・大豆です。

対価としましては、反当たり486,000円、全体で5,000,000円です。

以上です。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 美野辺田の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく美野辺田の ○○○○ 様、

所在地は、大字五町田 谷 ○○○番○、地目は田、面積は658㎡、

農地区分は第1種農地、用途目的は資材置場用地。

事由は、譲受人は左官業を営んでおり、資材置場が必要なため、同人の自宅に隣接した申請地を資材置場用地として転用したいということです。

東・西は田、南は宅地、北は水路です。

この案件は平成15年に売買され仮登記されています。当時の売買価格は書類が見当たらず不明です。

図面は14ページと15ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

森委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

私は、当日は、ちょっと事情がありまして出席できませんでしたが、後日ですね再度確認し、○○さんとお話をいたしました。申請そのものには、問題は無いと思いますけど、遡って考えますと、○○さんは非農家の方で、しかもこの土地がですね、圃場整備をされた所で売買が出来たものか疑問を持ちます。そういうところを考えますとですね、遡って○○さんに聞いたらすべて親父がやっているから当時のことは解らないと言うような返事をいただいております。しかしながら、遡って考えれば、これは出来ない問題ではなかろうかと思っておりますので、出来れば事務局でその当時の資料があればお願いしたいなと思っております。私からは以上です。

議 長

それでは、西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

はい、ちょっとあのうもちを食べたら去年のことやっけんですね忘れてしまったんですけども。とにかく自分の土地ではあつとですよ。そいだけ、名義が変更されてないというようなことで、5条申請をされていていつというようなことで、森さんがおっしゃったようなことまでは現地審査の時は議論いたしませんでした。ちょうどあのう売った人もきとんさつたですけども、もう我が土地といっしょなんですよ、もうお金も払うとわけ。もう、せん茶畑にしてあつとですよ。裏を。広うしてですね。そいけん、自分の土地ば自分たちがどうこうするとに私たちがちょっとどうこう言う必要はなかろうか

などという感じで受け取りました。ただ、今さっき言った圃場整備してある所をどういうふうな経過でそういうふうな土地を購入されたのかとなりますと、ちょっと私たちも森さんがおっしゃるようなことを含めて、もし残つとればそのへんのことを聞いときたいなあという気持ちもあります。以上です。

議長 今さらということもありますけど、そのへんの前の議事録とかそういうのがもしあったら解る分だけ説明をお願いします。

事務局 あのう、過去のことでですね、私たちも確認しておりませんが、宅地として転用の書類があったかなとは推測できますけれども、時間をいただきまして、書庫にあります書類の確認をしてみたいと思っております。もし、見つかりましたら、次回に説明できたらと思っております。よろしいでしょうか。

議長 そのへん書類が見つかってもどぎゃんもされんですもんね。
委員 なんでそうできたのかなあと、疑問におもうとですよ。圃場整備のところは、10年売買できんとですよ。最低でも。しかも、非農家で、農業しよらん人が農地を求めとつとやっけんですよ。永田さんは、知つとんさつておもうですけど、推進員さんの。

議長 結局それがね、前ときの要綱にうたつてあつていうことはね、そういうところから遡つてここで採決した場合そのへんがどうなのかね。

委員 問題にはせんでよかですよ。問題にはせんでよかけど、そのやり方がどういうふうなことでそぎゃんなつたかなと資料があればねほしかと思つて。

議長 そうすることで、他に質問、意見はありませんかね。

事務局 はい、たぶんこの例からいうと、一番はじめに宅地を5条で申請して、道路の横についてつとですね宅地がで、宅地を5条申請した後、農業用倉庫をその後5条で転用

委員 そこはよかとぼつてん

委員 そういう問題じゃなかとです。

事務局 それじゃないと転用でけんとですよ。圃場整備の土地改良区の場合は・

委員 転用する場合はですね。

事務局 そういう条件がそろつたときに、一種農地でやつと転用が可能になるんですね。500㎡未満でたぶん時間をおいて申請されたんじゃないかなと思います。手前から上から倉庫次一番最後が5条の許可の仮登記がついているので。

委員 問題は、地主さんがそういう手続きをしてから売つたもんかそのへんですよ。問題は。

事務局 売買契約自体は、仮登記まではされるとですよ。で、たぶんそれで仮登記までおさえられているけど、転用の許可書がないと、所有権の移転が出来ないという条件がついていました。今回、登記簿しましてですね、5条許可がないといつまでも井手さんのものにはなることはないのですよね。今回が最終てきな農地の分をされたのではないかなと思うんですけど。たぶんずっと順追つて仮登

記仮登記とされてた分を、5条5条とされたんじゃないかなと思います。

議長 だから、森委員がいわすのは、結局、農家じゃない人そういうふうにしてそういう事務局の説明があったぬけがきがですね、通るのかというのをですね。

委員 それは、許可がおりらんはず。じゃ一番当初はですね、この井手さんというのは塩吹の方なんです。もともと塩吹の方は、道路拡張でねこっちに移んきたとて軽く思っとたらこの署名を見たときは、あそいぎこら県の方がちゃんとしてくいとばいねて思っとたらそうじゃなかったわけですね。そりゃ関係なかったです。

委員 圃場整備してあつこは、よかですか、圃場整備してあつこは一種農地。そいぎ、一種農地で5条申請すつときの要件ば今さっきおっしゃったとでしょ。

事務局 そうですね、はい。今回は、自宅にくっついているからたまたまこれが許可がおりやすい条件なんですけど、離れた位置に資材置場ていうのはありえないです。地元で、そこに住んでいて、どうしても近くで使うよという条件があれば通るとですけど、離れた位置では、まず事務局で、却下してるんで、それはもう県にはとおらないということで申請の時に伺ってます。

委員 そのへんはちゃんと守ってしてあつて思うですけどね、前のだんかいがどうなっているかて・・・なんか政治力のはいったとかなと思って。

議長 採決に入ってよろしいでしょうか。

委員 よかですよ。

議長 じゃあ採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。

譲渡人は 式浪の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番、地目は田、面積は2,119㎡、

農地区分は第1種農地、用途目的は貸し資材置場用地。

事由は、譲受人は父親が経営する建設業に勤務しているが、建築足場資材の置場が不足しているため、既存の資材置場に隣接した申請地を資材置場用地として転用したいということです。なお申請承認後の所有は、本来ならば事業主名義にて取得するのが通常ですが、高齢でもあり後継者へ事業承継を考えておられ、譲受人と会社とでの賃貸借契約書が提出されています。

東は道路、 西は道路・雑種地、 南は水路、 北は道路です。
売買価格は、反当たり943,841円、全体で2,000,000円です。
図面は16ページと17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見及び審査班長としての審査結果をお願いします。

地域担当・班長

はい、ここは大草野小学校のほんな前でございます。で、一応隣に自分の資材置場 足場置場です。足場を手広く〇〇〇〇という足場置場なんです。そののとなりなんですけども、どうしてもやっぱいここが必要なんだというようにございまして。で、一応資材置場は奥の方と田んぼとの間には公有水面があります。で、公有水面はさわらないようなかたちで一応造成をしたいということで、私が質問しましたのが、ちょうどここは小学生が通学路なんです。で、どこを出入口に考えているかというようなことを申し上げましたところ、まっすぐ道路に出たら県道に出たら危ないので、市道から出入りをするようなかたちにしたいと、十分安全にも配慮するかたちでもっていきたいというようにございまして、いいんではなかるうかなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号5番です。

譲渡人は 式浪の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 三坂の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字下野 大久保 〇〇〇番、地目は畑、面積は310㎡、
農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場用地。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人は左官業を営んでおり、資材置場が不足しているため、資材置場用地として転用したいということです。

東は道路、 西は原野（現況：雑種地）、 南・北は宅地、

売買価格は、反当たり1,612,903円で、全体で500,000円です。

図面は18ページと19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見及び審査班長としての審査結果をお願いします。

所在地は、大字下宿 一本杉 〇〇〇番〇 他1筆、
地目は全て畑、面積は合計で506㎡、
農地区分は第3種農地、用途目的は駐車場用地。

事由は、申請地は休耕地であり、借受人が経営する保育園の職員・来客・送迎用の駐車場が不足しているため、申請地に隣接する宅地（〇〇〇、〇〇〇）と合わせて駐車場用地として転用したいということです。

東は畑、西は道路、南・北は宅地、
賃貸価格は、反当たり434,783円で、年間で220,000円です。
図面は20ページと21ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
伊藤委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

議 長
地域担当

ここはですね、先は〇〇保育園です。駐車場です。予定地が駐車場です。先が田んぼやったか、別にここは自然排水やっけん、排水路はこっちにあっですもんね、右側に。問題はないと思います。

議 長
班 長

西田委員、審査班長としての審査結果をお願いします。
あの今さっき言われた排水路なんですけど、それに新たにまた排水路を造っていいんさったもんね。U字溝で。そういうなことで、奥に荒れた茶畑があるんですけども、いろいろこう、そこの保育園の関係者から聞いた話ではもうとにかくすし詰めはどうしようもないと、あの駐車場がですね。そういうなことで、是非お願いしたいということでした。宜しくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

整理番号7番です。

譲渡人は 井手川内の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく井手川内の 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字下野 第八区画整理 〇〇〇番〇、

地目は田、面積は717㎡、

農地区分は第3種農地、用途目的は分譲宅地用地。

事由は、譲受人の事業展開（計画）に伴い、3区画の分譲宅地用地として転用したいということです。

東は道路・田、西は畑・道路、南は畑・田、北は道路、

売買価格は、反当たり19,665,272円で、全体で14,100,000円です。
図面は22ページと23ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長
地域担当

あの、この場所はですね、区画整理のあつとこです、排水も道路側溝とそ
いから下水道もきておりますので問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長
班 長

西田委員、審査班長としての審査結果をお願いします。

はい、私の方からも同じでございます。宜しくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

整理番号8番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 二本椎 ○○○番〇、

地目は畑、面積は246㎡、

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、譲受人自身が居住する住宅を建設するのに適地ということで一般住宅
用地として転用したいということです。

東は畑・宅地、 西は道路、 南は宅地、 北は道路、

売買価格は、反当たり24,198,374円で、全体で5,952,800円です。

図面は24ページと25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

道に沿っておましてですね、側溝も全部完了済でございます。宅地からなっ
ておりますし、排水ももうしぶんないと思います。宜しくお願いします。

議 長
班 長

西田委員、審査班長としての審査結果をお願いします。

同じでございます。宜しくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

整理番号9番です。

貸付人は 下吉田の ○○○○ 様、

借受人は 江北町の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 一本杉三 ○○○番〇、

地目は畑、面積は1,253㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備用地。

事由は、申請地は南向きで日当たりがよく、送電系統も支障がない。隣接農地は休耕地であり耕作への影響はなく、太陽光発電設備用地として転用したいということです。

東西南北の全方位とも畑。親子間による使用貸借となっています。

図面は26ページと27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地 域 担 当

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

敷地がですね、下の方が勾配がきついということで、上の方のうみんとこだけを太陽光にしたいということで、土砂もどろもあまりひねらないでいどですねするということです。下の方の住宅にもですね、支障はないと思います。宜しくお願いします。

議 長
班 長

西田委員、審査班長としての審査結果をお願いします。

はい、今いわれたとおりです。親子でですね、息子さんが○○○○でですね。48枚設置したいというようなことでありました。それで、地形はなあもひねらんということでございましたし、ただ、私たちが帰るときいいよったとですけど、パネルを運ぼうてたいへんやろなあていいよったことでした。ちょうど、あのういった時、草ぼうぼうしてアライグマを私は見たんですけど、ここぴしっとされたらこっち側の茶畑もよかとじゃなかかなあと思っております。どうぞよろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

